

定款

一般社団法人西多摩建設業協会

一般社団法人西多摩建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人西多摩建設業協会（略称 西建協）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都青梅市に置く。

(地区)

第3条 この法人の主たる活動地域は、東京都青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び東京都西多摩郡の地域とする。

(目的)

第4条 この法人は、西多摩地域における建設業を営む者の技術力、経営能力及び社会性の向上を図り、地域に精通した建設業者が有する技術及び経営資源を活用することにより、経済的、社会的、技術的な向上、建設業の健全なる発展並びに西多摩地域における地域産業の健全な発展に関する事業を行うとともに、地域の防災、減災及び環境保全に関する社会的事業に取り組み、公共の福祉の増進に寄与し地域に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 法人と社員の発展

1. 経営及び技術の改善向上のための調査研究、社員の事業に係る各種情報資料の提供及び支援
2. 建設事業に関する知識の普及を図るために教育及び情報の提供
3. 若手経営者の交流会を設置し意見交換、研修を開催
4. 地域貢献のため各種交流会の設置

5. 他の建設業団体と商工会議所等と共催した経営者、技術者のための講習会

6. 反社会的勢力等の排除のための地域協議会の設立及び研修及び講演

(2) 建設技術の向上と建設事業の発展

7. 建設業の社会的使命の重要性に関する啓発、堅実なる発展を期するために必要な社会資本整備に関する方策の研究、建設技術の向上

8. 建設業の特性を活かした社会的貢献活動及び建設業を通じて地域社会に貢献するための講演会、研修会等の開催、機関誌、広報誌の発行

9. 建設業に関する情報の提供及び公共的事業の更なる発展のために、行政機関、関係各所への提言、要望、答申

10. 建設工事の安全施工を図るための研究指導、工事への助言、工事現場への安全パトロール

11. 防災・減災および環境保全に資するための視察・調査、並びに最近の技術をとりいれた工事現場への視察、調査

12. 優良建設工事の表彰、報告、発表、優良技術者による施工体験記の発行

13. 建設業に関する社会的理解の促進及び建設関連の職人の技術及び地位向上のための顕彰

14. 土木関連の資格取得のための講座開催及び支援

15. 建設現場での研修会の開催

16. 建設事業への就労促進のための各種教育機関への情報提供をはじめとした事業

(3) 自然災害等への対策

17. 地域の防災訓練への参加を通じて地域社会への貢献及び寄与

18. 防災・減災および環境保全のため資機材等の備蓄をするなど組織体制の整備

19. 防災協定に基づく自主的防災出動並びに緊急道路啓開訓練事業

20. 被災地への視察及び現地での土木技術者等との意見交換および被災地の調査、支援協力

21. 地域防災の視察

22. 各建設業団体との防災経験等の共有及び連携の強化
23. 防災対策に関する無料相談会の実施
24. 地域自治体と連携し積雪の際の対策、及び通学路等の除雪、通行路の整備、安全確保及び現場のパトロール
25. 除雪機の貸出
 - (4) 広報・普及活動の充実
26. 広報紙の編集発行
27. インターネット等を活用したホームページの運用及び情報発信
28. 地域イベントへの参加、協賛、並びにイベントを通じて地域防災等の周知
29. 地域経済活性化のため街おこしを目的とした名所や旧跡、人物等の紹介
30. 幼稚園、保育園、福祉施設等への慰問
 - (5) その他
31. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理業及び不動産取引並びに資産活用コンサルティング事業
32. 有価証券の保有
33. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
34. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第6条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の用に供する見やすい場所に掲示する方法とする。

第2章 社員

(入社及び社員の要件)

第7条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るもの

とする。

3 この法人の社員は、次の要件を満たすものとする。

一．西多摩建設業協同組合（主たる事務所：東京都青梅市河辺町六丁目8番地14）の組合員であること

二．建設業の許可を有する法人の代表者であること

三．この法人の活動区域内に、本店又は支店あるいは営業所を有する会社を営んでいる代表取締役又は取締役であること

四．この法人の理事2名以上の推薦があること

（経費等の負担）

第8条 社員は、この法人の目的を達成するため、定款第50条による規約に定めるところにより必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、前項の規定に基づき社員総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

（社員の資格喪失）

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）総社員の同意があったとき。

（2）当該社員が死亡したとき。

（3）1年以上の会費の未払いがあったとき。

（4）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力又はその構成員であることが判明したとき。又はそれらを実質的に利用したと認められたとき。

（退社）

第10条 社員は、退会届を提出した上で、いつでも退社することができる。

ただし、3か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

2. 定款第50条による規約で定めるところにより入会金及び年会費に関しては、返還しないものとする。

（除名）

第 11 条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 12 条 この法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 13 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第 14 条 社員総会は、主たる事務所の所在地の近隣地域において開催する。その際、その都度の開催地は、招集通知に記載し通知するものとする。

(招集)

第 15 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、社員総会の日から 10 日前までに各社員に対して発する。

3 社員総会は、社員全員の同意があるときは招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等があるときは当該法人の副理事長を定款第 50 条による規約で定めるところにより議長として選出する。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過

半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、この法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(書面等による社員総会の決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第22条 この法人の理事は、3名以上を置き、監事は、1名以上とする。

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

この法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 この法人に理事長1名、副理事長1名以上を置き、また、顧問を置くことができ、

理事会において理事の過半数をもって選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事長・職務権限)

第27条 この法人は、理事長1名を置き、理事会の決議により定める。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第28条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(役員等の法人に対する責任の免除)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）及び監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行理事等の法人に対する責任の限定)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(招 集)

第32条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の10日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第33条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第37条 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(コンプライアンス等の委員会の設置)

第39条 この法人の事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、定款第50条による規約で定めるところにより、コンプライアンス等の委員会を置くものとする。

2 具体的な委員会の種類、組織及び運営に関する事項は前条に基づく規約に定めるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経てから、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ、収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(計算書類等の備置き)

第42条 この法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合、その残余財産は社員に分配せず、社員総会の決議

を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 この法人の設立時の理事及び設立時の監事は、次のとおりである。

設立時理事 当 HP 組織概要に記載

(設立時代表理事)

第47条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時代表理事 当 HP 組織概要に記載

(設立時社員の氏名及び住所)

第48条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 当 HP 会員紹介に記載

(主たる事務所の具体的な場所)

第49条 本定款第2条で定めた主たる事務所の具体的な場所は、下記のとおりとする。

東京都青梅市河辺町六丁目8番地14

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に伴う。

(規約)

第51条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、この法人の規約で定めるものとする。

2 規約の設定、変更又は廃止は、理事会の決議を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち、軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理の変更については、理事会の決議を要しないものとする。この場合、理事会の決議を要しない事項の範囲、変更の内容については、文書により通知するものとする。

以上